

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公表番号】特表2014-525649(P2014-525649A)

【公表日】平成26年9月29日(2014.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-053

【出願番号】特願2014-525109(P2014-525109)

【国際特許分類】

H 01 M 2/20 (2006.01)

【F I】

H 01 M	2/20	Z
H 01 M	2/20	A

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月4日(2015.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

請求項1に記載の多層構造のバスバーであって、

前記電池接続層、前記フレキシブル回路層、及び絶縁層の少なくとも一部を覆う複数の外層をさらに備える、多層構造のバスバー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

一つの実施形態においては、一つの電池の端子104・106は、一つ又はそれ以上の導体板108により、隣接する電池の端子104・106に接続される。図示されているように、電池102aの負極端子106aは導体板108a-bによって電池102bの正極端子104bに接続され、電池102bの負極端子106bは導体板108b-cによって電池102cの正極端子104cに接続され、そして電池102cの負極端子106cは導体板108c-dによって電池102dの正極端子104dに接続される。当業者によって理解されるように、このような接続の組み合わせにより、電池102a-102dが直列に接続されることとなり、電池102aの正極端子104aと電池102dの負極端子106dとの間に出力電圧V_{out}がもたらされることとなる。V_{out}と指定されているものの、電池102aの正極端子104aと電池102dの負極端子106dとにわたって電圧/電流を適用することにより、電池102を充電することができる理解されるべきである。